



太宰府市で創業をお考えの方に朗報です!



令和 8 年度太宰府市商工会



創業補助金

これから創業する方、または創業して間もない方が事業を継続するために、太宰府市から補助を受けて、太宰府市商工会が、費用の一部を補助します!



補助額

上限

20

万円 (対象経費の 3/4 を補助)

公募開始

令和 8 年 8 月 1 日 ~ 令和 8 年 12 月 25 日

※随時受付いたしますが、予算の範囲を上回った際には、締切を早める場合があります

事業期間

交付決定後 ~ 令和 9 年 1 月 31 日

※交付決定日以降に発注し対象期間中に納品、支払が完了する必要があります

対象者
(要件)

(主な要件)

- ・太宰府市内で、事業期間内の創業者、又は創業 2 年以内の方
- ・商工会の創業塾等の特定創業支援を受けている方など

(要件の詳細は、裏面をご参照ください)

活用例

- 広告宣伝)集客のための広報費(看板、チラシ、HP 制作等)
- 機械設備)業務に必要な設備(厨房機器、PC、3D プリンター等)
- 外注費)工事費等(店舗内装、トイレの改装、駐車場整備等)

詳しい内容は、太宰府市商工会までお問合せください。

■お問合せ先: 太宰府市商工会

■住所: 太宰府市観世音寺 1-2-1

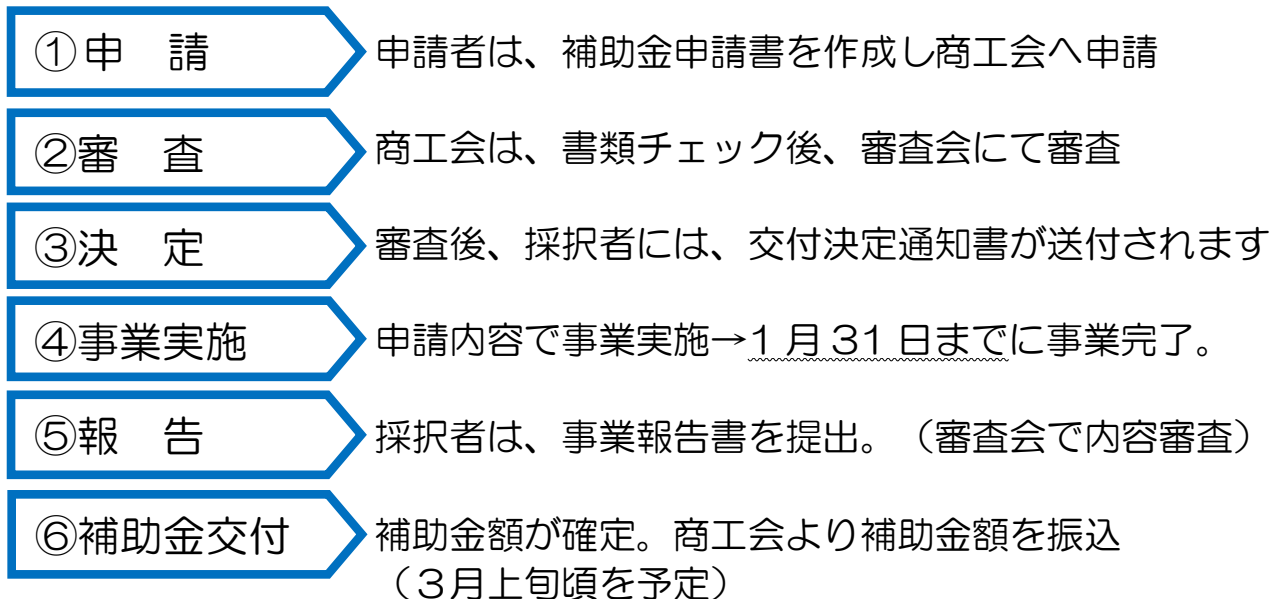
■TEL: 092-922-4345

補助対象者

次の要件をすべて満たす者（個人・及び法人）（但し、中小業企業者に限る）とする。

- (1) 創業日より2年以内、又は当該年度の1月末までに太宰府市内で事業を開始する個人および法人（中小企業者に限る）
- (2) 事業終了日までに、太宰府市内で営業を行う事業所がある者（法人の本店所在地が太宰府市にあっても営業所在地ない場合は対象としない）
- (3) 太宰府市が発行する「特定創業支援事業を受けたことの証明書」を取得した者
当会が主催する「創業塾等を受講した者」が、太宰府市に「証明書」の申請し取得できます。
- (4) 本補助金ルールに則り事業を実施し、補助事業を事業終了日までに完了することができる者
- (5) 太宰府市商工会の線を受けている会員、又は実績報告までに会員であること
- (6) 市税に滞納がない者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行っていないこと
また、暴力団員又は暴力団関係者に関与していないこと
- (8) 過去に本補助金を活用した事がない者

申請から交付までの流れ



申請に必要な書類

- ① 補助金交付申請書
- ② 特定創業支援事業を受けたことの証明書
- ③ 市税に滞納が無いことの証明書
- ④ 太宰府市で開業する事が証明できるもの（事業期間終了までの提出可）
（法人…履歴事項全部証明書 個人…税務署への写し）

(追伸)近年、国や県では、災害やサイバーセキュリティなど万が一に備えた「危機管理対策計画（通称:事業継続力強化計画(BCP計画)）」を策定することを推奨しています。商工会でも推奨しており、商工会において作成支援するとともに、審査上の加点も行っております。